　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　収入

選挙運動用ビラ作成契約書　　　 印紙

北九州市議会議員一般選挙　　　　区選挙区候補者　　　　　　　　　　　（以下｢甲｣という。）と

　　　　　　　　　　　　（以下｢乙｣という。） は、公職選挙法第１４２の規定による選挙運動用ビラ作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　　　　　公職選挙法第１４２条の規定による選挙運動用ビラ

２　数　　量　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　　　円（単価　　円　　銭）（消費税を含む）

４　納入期限　　　　　　令和７年１月　　日

５　請求及び支払

　　この契約の基づく契約金額については、乙は、北九州市議会議員及び北九州市長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、北九州市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、北九州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北九州市に請求ができない。

６　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

令和　　年　　月　　　日

　　甲　　北九州市議会議員一般選挙候補者　　　　区選挙区候補者

　　　　　住　所

氏　名

　　乙　　住　所

　　　　　名　称

　　　　　代　表